

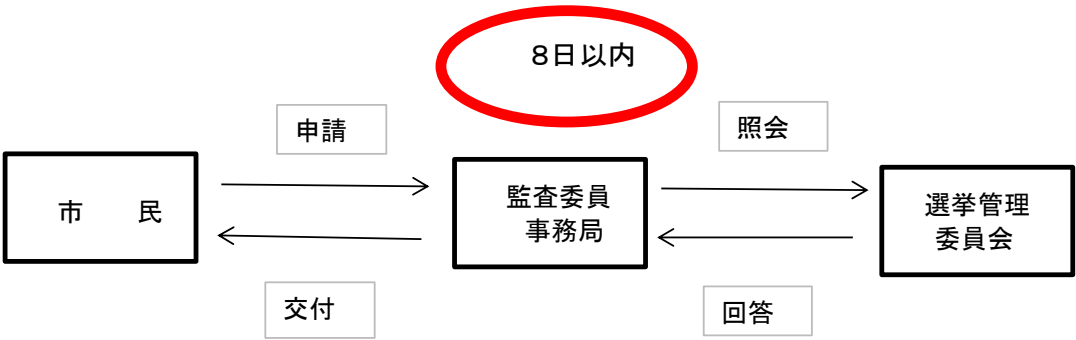
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	事務の監査の請求代表者証明書の交付	
処 分 の 概 要	請求書代表者証明書の交付申請があれば、選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認後、交付する。	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令(昭和22年5月3日 政令第16号)	
条 項	第99条	
所 管 課	監査委員事務局	
経由機関での処理期間		未設定
所管課での処理期間		8日
標 準 処 理 期 間		計 8日(経由機関での期間を含む)
判 断 基 準	地方地自法施行令第91条第2項に該当する者からの交付申請で、選挙人名簿に登録された者であることを基準とする。 【根拠法令等】 地方自治法施行令 第91条1項 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 第91条2項 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 第99条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 地方自治法施行規則 第10条第1項 普通地方公共団体及び特別区の事務監査請求書、事務監査請求代表者証明書、事務監査請求者署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、前条第一項の別記様式の例によるものとする。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。